

環境省からのお知らせ

家屋等の解体の申請を受け付けています

(避難指示解除準備区域および居住制限区域)

国による被災した家屋等の解体の受付を行っています。受付を開始してから、これまでに約1,500件の解体の申込みがあり、そのうち約500件が解体を終了、現在317件の解体工事が着工予定となっています。解体の受付をしてから工事までの期間は、発注の状況により短い場合がありますので、必要なものの持ち出しや、東京電力(株)への賠償請求などは、可能な限り早めに行うようお願いいたします。

解体の受付申請の終了時期は未定ですが、建物の被災調査や申請書類の準備等に時間がかかる場合がありますので、解体を希望される方は、お早めに受付センター(※1、※3)、または相談窓口(※2)までご相談ください。

被災家屋等の解体受付に関する申込み・相談窓口

株式会社高島テクノロジーセンター

(※1) 家屋の解体申請受付センター

☎ 0120(603)016

受付時間：8時30分～16時30分
(土日・祝日を除く)

(※2) 除染および災害廃棄物等に関する相談窓口

☎ 0120(505)043

受付時間：9時～17時
(土日・祝日を除く)

また、解体申請の受付場所が追加になりました。浪江町役場二本松事務所隣の解体申請受付センター事務所に加え、このたび、南相馬市原町区の事務所でも浪江町の被災した建物の解体の申請を受付できるようになりました。場所の詳細は次のとおりです。

